

第19回 函館市自治基本条例策定検討委員会要旨

日 時 平成20年7月22日(火) 18:30~20:30

場 所 函館市役所8F 大会議室

1 開 会

2 住民投票について

ー 事務局から資料説明 ー

※使用資料：「住民投票関係部分抜粋」, 「住民投票について」(パワーポイント)

(事務局)

ポイントとしては、自治法上で規定されているのは、「住民投票を規定した条例の制定の請求権」であり、住民投票実施の請求権ではないということである。

(委員長)

他都市の自治基本条例で注意が必要なのは、静岡市、三鷹市、稚内市が「住民投票の実施を請求できる」と規定しているもので、ただしその後の項などで“実施の請求があったときには、市議会に付議する”といったものが入っていることによって、実質的にはその他の都市と同様な意味合いになっている。

また、草加市のものは自治法をなぞるとこのような書き方になるという点で参考になるものである。

問題としては、草加市のように具体的に書くのが良いのか、あるいは静岡市や三鷹市のような書き方をするのかというところが、まず分かれ目になると思う。

住民投票に関しても、議会という議決機関と、執行機関である市長、そして住民という3者それぞれの役割があり、そういう中で、自治基本条例においても地方自治法上の様々な規定を生かしながら住民投票について規定を作ろうというものが個別型の住民投票条例を想定するもので、また常設型の住民投票条例についても、それ自体議会を通っているので3者役割があるということには変わらない。

(川田委員)

住民投票というのは選挙の補完だと思う。尊重はしてもらえるのだろうが、結局は選挙あるいはそこで選ばれた人たちがやるべきものであると思う。ある程度広い意見を収めた方が良いのだろうが、結果として参考の域を出ないのだから、非常設型でやるのであれば20歳以上、選挙人名簿に掲載されている人を想定して、そういう人たちが発議して投票するシステムを考えた方が良いのではないだろうかと思う。色々な外国人グループだとか、法人、組織などを含めると副作用の方が大きくなるケースがあるのではないかと思う。選挙人名簿に載っている方を想定して、草加市型の程度で書いていって問題ないのではないかと思う。もし、函館オリジナルのようなものを考えるのであれば、“様々な情報を市が持っていれば、投票に必要な情報は十分に提供する”といったこととか、“直接請求の3分の1の数字を緩める”といったことで十分なのではないかと思った。

また特にこだわるわけではないが、地方自治法に規定されている“3分の1”や“50分の1”の基準を緩めるようなこともあり得るのではないかと思う。

(板本委員)

自治法に書かれているものを自治基本条例で緩和することは可能なのか。

(事務局)

自治法にある条例制定請求権を、条例で緩和させることは出来ないと思う。他都市で書いているのは、住民投票の実施請求権で自治法とはまた別の話である。“条例の制定請求権”については、選挙人名簿に載っている数の50分の1の連署をもって請求することと自治法できっちり決まっている。それ以外の条文を定めているものについては、「住民投票を実施してください」という請求をする権利についてであり、そういった権利を自治基本条例の中で謳っているもので、その根拠が常設型の住民投票条例があるからというものがある。

また、非常設であっても、個別条例を作るときには、この自治基本条例が根拠となるだろうと思う。

(委員長)

これから世の中がどう変わってくるかわからないが、現段階でどういうやり方が良いのかということを考えていくべきだと思う。条例というのは作ってから2～3年で見直す条項を入れたほうが良いと思うので、はじめから完璧なものにしなくても、見直しのときに検討するという選択肢もあるのではないかと思う。

(川田委員)

私の考えとしては50分の1を例えば70分の1などにして、使える手段として、自治法の制約はあるにしても、発議位はしやすい方向へ持っていった方が良いのではないかという趣旨である。

(委員長)

発議年齢についてはどうか。選挙権を有する人とした方が、チェックは簡単ではある。国のほうも、色々な年齢基準をどう変えるかわからないので、難しい問題だと思う。

(川田委員)

民法でいう成人年齢が変わったとしても、函館市の自治基本条例では「選挙人名簿に掲載されている者」としておけば自動的に変わる。これは世間一般の“どこから成人とみなすか”という議論によるものであるから、世間一般に合わせる形で問題ないと思う。

(板本委員)

法律で決めた選挙年齢をそのまま受け入れるか、実情に合わせるかで変わってくると思うが。

(川田委員)

しかし、権利と義務を考えたときに責任をとる年齢としてはやはり20歳だろう。未成年は例えば税金や罰則など軽減されていて、これは責任をとっていない。

(委員長)

もし、こういった発議がなされたときに、その年齢を「選挙権を有する人」とした場合とそうではない18歳などとした場合では、チェックに要する時間は相当違ってくるだろうか。

(事務局)

おそらく個別型を想定する他都市の自治基本条例の多くについて、発議権については謳っていないというのは、そういう実情があるのだと思う。必要なことは個別に条例で定めることとして、発議権の年齢やその提案の要件等を自治基本条例の中だけで規定するのは難しいということだと思われる。

(委員長)

川田委員の言うように、「選挙権を有する人」としておけば時代の流れにも対応できることは間違いのないと思う。

(川田委員)

この場で、新たな法理を打ち立てるほどのことは出来ないと思う。既存のルールに則ったものを“ですます調”で書き、自分たちのまちの憲法として広報に努める中で、市民の方には“住民投票”というツールを自分達は持っていてどういった手続をとればできるか、ということを知らしめる意味で、自治基本条例に書いておくこと価値は大きいと思う。

(委員長)

そういった面では、抽象的に書くだけだと市民に周知するという意味では弱いかもしれない。そうすると草加市のような書き方や、情報提供などの条文を含めていけば上手くまとまるのではないかと思う。投票については個別条例の中で定めていくことなので、課題によっては18歳以上などということもあるのだろうと思う。

(丸藤委員)

発議についての規定は、自治基本条例ではどうにも出来ないということなので、それは選挙権を有する者ということなのだと思うが、住民投票の中ではっきりさせておきたいこととして、一つは“情報公開”についての規定が必要だということと、もう一つは“住民投票に投票できる人”の部分を、幅広く検討することができることを担保することが必要だということ、明記することである。

課題によって投票すべき人が投票できることが確約されていることが必要だと思う。

(委員長)

そういった意味でも、抽象的な書き方では確約することにならないので、具体的に草加市のような書き方になるのではないだろうか。

(敦賀委員)

外国人の問題だが、定住または永住という話になると、複雑だ。“何年以上”ときちんと書いたほうが良いと思う。

(長尾委員)

外国人の方に権利があったとしたら何か問題はあるのか。

(委員長)

特にないが、今の日本の選挙制度では、外国人に選挙権がないので、そのあたりとの兼ね合いである。

(敦賀委員)

外国人について、何年以上居住したものという定義している例はあるか。

(事務局)

自治基本条例の中で外国人の定義をしているものは、おそらくないのではないかと思う。あったとしても珍しいケースだと思う。

(丸藤委員)

投票権についてはその都度決めていくのであれば、外国人についても仕組みとして可能なのであれば、

入れれば良いと思う。

(大久保委員)

外国人については、社会にいて仕事をしてしっかり定住している人については、できれば入って欲しいと思うが、制度上難しいのであれば、個別に定めるといった形でも良いのではないかと思う。年齢については、20歳からでも良いのではないかと思う。政治の問題など、その時起こっていることというのは、自分が20歳だったときのことを思い出してもあまりよくわからなかったということもある。

(丸藤委員)

だからこそ、若い人に自分の住んでいるまちの行く末に責任を持って決めてもらうために社会に参加して欲しいと思う。

(委員長)

住民投票ともなると自治体にとって相当大きな懸案事項であると思うので、テーマにはよるが、そういったことに16歳や18歳の方々も関わるということは良いことだとは思う。

(委員長)

若い人たちは興味を持たないのではないかという意見も出ているが、住民投票というのはよほどのことがないかぎり実施されないものなので、住民投票にかかる事というのは相当の関心事だと思う。そういった場合には18歳ぐらいの年齢の人にとっても相当の関心事であるのではないかと思う。

(丸藤委員)

函館の将来を二分するようなことを決めるのに、発議権や投票権のない年齢の人たちの間にも議論が起こるような活気をもったまちにしていかなないと、函館の発展は望めないのではないかと思う。そのためにも、投票権についてはかなり幅広い層が持つことができるのだという内容を整えていかなければいけないのではないかと思う。

(沢口委員)

はじめは理念的な部分だけで良いのではないかと思ったが、せっかくの権利なのできちんと自治基本条例に組み込むことで、色々な人にそういった権利があるということをわかってもらった方が良いと思う。年齢などについては、実際に住民投票条例が出来たときに見てみたら権利がなかった、などということにならないように、自治基本条例においてはあまりいじる必要はないのではないかと思う。

(佐々木委員)

私も、草加市のようにここまで具体的に書いた方が、読んだ人が自分にどのような権利があるのかがわかりやすいと思う。「そのつど投票できる人」という言葉の中に、年齢の幅や外国人の定義なども全て含まれると思うので、こういう書き方しておいた方が実際に投票することになった時にきちんと議論してもらえと思う。外国人に関しては、私は、日本について非常によく勉強し理解した上でさらに日本を知りたいという想いで来日している方がたくさんいるのを実際に見ているので、そういった方々にも函館市の将来について一緒に考えてもらいたいという気持ちがあり、投票できる権利を手にするチャンスとして残す意味もこめて「そのつど投票できる人」という表現が良いと思う。

(大江委員)

地方自治法上で規定されている条例制定請求権が行使された場合というのは函館市においてもほと

んどなく、自分がこれまで居住した自治体においてもそういった場面に遭ったことがない。つまり、“直接請求権自体を我々が持っている、地方自治法で認められたそのままだったとしても 50 分の 1 以上集めれば条例の制定を請求することができる”ということ、住民に対して、自治基本条例の中に何らかの形でライトしていくということが大事なのではないかと思う。

あと、年齢については、強い要望というわけではないが自分が大学の教員であることから 18 歳以上であれば良いと思う。

(市居委員)

これまで皆さんがあげた意見の通りであると思う。草加市のように具体的に挙げた方が良いだろうと思うし、私はどちらかと言うと今の公職選挙法によるところで投票権があれば良いのではないかと思うが、函館市において地域の方たちの勢いが上がっていった時に、公職選挙法にしたがって若い人たちを入れないということにはなかなかならないだろうと思うので、やはりその事案が発生した時に対象年齢を改めて協議した方が良いのではないかと思う。

(敦賀委員)

私は先ほど年齢については 20 歳からというように話をしたが、やはり事案によるのではないかと、若い方々のために何かをしようということになるのであれば、年齢を下げて良いという気持ちになってきた。

(委員長)

では、草加市のものを参考にまとめていく方向で良いか。

(川田委員)

あと、情報提供についても入れたほうが良い。

(委員長)

「市は、住民投票に際して投票に必要な情報提供を行うように努めなければなりません。」といった項目が入ることになる。市の責務や市長の責務のところに入れるよりも、ここに入れたほうが良いか。

(川田委員)

引用条文が増えるという面倒がなくなるので良いと思う。

(委員長)

それでは、法制的な整理も含めて、事務局の方で文章を作ってきていただくということとする。

(庁内検討プロジェクト)

法制的な観点からのコメントである。今回草加市のように規定した場合、草加市自治基本条例第 28 条の中で、「草加市において選挙権を有する人は、その総数の 50 分の 1 以上の連署により、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求できます。」という部分があるが、条例制定請求については自治法上で決められているものであるため、ここでもう一度住民投票に限って書くということは、一般の方にはわかりやすいので個人的にはとても良いとは思いますが、法の住み分けの観点から言うと若干重複することになるので、法制的に気になる部分ではある。他の部分については特に修正する必要はないと思う。

(委員長)

もし上手く修正できるのであればそこで修正していただきたいが、基本的な主旨は十分生かして欲しい。また、自治基本条例やまちづくり基本条例というものの性質からいうと、基本的に重複してはいけないということはないと思う。むしろ“住民に対してわかりやすく周知できるものにすること”，“これからまちづくりをやっていく上で必要なものを盛り込む”というのが条例だと思う。これまでの規制条例とは性質が違うということをお踏まえていただきたいと思う。

3 その他

(委員長)

8月、9月と大分スケジュール的に押してきているが、これからやらなければいけない項目としては、「議会、市長、市民、市職員などの責務、役割などについて」「行政運営について」などがある。

● 今後の予定

- ・ 8月の委員会 3回
 - 8月22日(金)
 - 8月25日(月)
 - 8月26日(火)
- ・ 9月の委員会 3～4回
 - 9月 4日(木)
 - 9月 8日(月)
 - 9月 9日(火)

これで終わらなければさらに委員会を開催したいと思う。

また、8月11日には議会検討会とのワークショップも開催されるのでご協力願いたいと思う。

4 閉会